

062 看守、消防員

刑事施設における、被収容者の監視、保安の維持、作業の指揮監督、被収容者の処遇などの仕事に従事するもの及び火災の鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

062-01 看守

062-02 消防員

062-01 看守

刑務所・拘置所などの刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設において被収容者の監視、施設内の巡視などの仕事に従事するもの〔059-01 刑事施設警備員〕を除く。

○ 刑務官（管理職を除く）

× 刑務所長〔003-01〕、刑事施設警備員〔059-01〕

なお、刑務所の内部組織を管理・監督する仕事に従事するものは、〔003-01 刑務所長〕に分類する。

062-02 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

○ 救急救命士（消防員）、救急車運転手（消防署）、救急隊員、空港消防員、消防学校教官（消防吏員であるもの）、消防官、消防士、消防吏員、消防吏員（主に管理的な職業に従事するもの）、消防車運転手（消防署）、消防船船長、消防隊員、レスキュー隊員

× 民間救急車運転手〔086-99〕

なお、民間の救急車を運転する仕事に従事するものは、〔086-99 民間救急車運転手〕に分類する。